

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年11月24日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年12月11日から平成30年1月9日まで縦覧に供する。

平成29年12月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 善明寺地区	三豊市建設経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 梶谷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 大正池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 砥川地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 石滝地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 岡田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 浅田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 雉子尾地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 大野地地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 籠池地区	〃
〃	集落営農推進生産基盤整備事業 (パイプライン新設事業) 皿谷池地区	〃